第４７号議案

遺贈の放棄について

上記の議案を提出する。

令和８年２月１８日

品川区長　　森　　澤　　恭　　子

遺贈の放棄について

下記のとおり遺贈を放棄する。

記

１　遺言者

(1)　遺言作成時の住所　[redacted]

(2)　氏　　名　[redacted]

２　遺贈の対象となる財産

(1)　建　　物

所　　在　[redacted]

家屋番号　[redacted]

構　　造　　木造スレート葺　地上２階建

延床面積　　１３２．０３平方メートル

(2)　土　　地

所　　在　[redacted]

地　　目　　宅地

地　　積　　１７５．５１平方メートル

３　遺贈の放棄の理由

遺贈の対象となる財産について、遺言者の遺志に応えて活用することが困難であるため、遺贈を放棄する。

（説明）遺贈を放棄する必要がある。